

特記仕様書

第1条 総 則

第1節 適 用

1. 本特記仕様書は、中原広瀬頭首工改修工事の施工に適用するものである。
2. 本工事の施工にあたっては、設計図書によるほか、共通仕様書によるものとする。なお、設計図書に定めた事項は、共通仕様書に優先するものとする。

第2節 工事施工範囲

本工事の施工範囲は、次に示す設備の設計、製作、輸送、据付、調整、現地試運転までとする。なお、請負者は完成までの期間において管理者に対し操作説明と指導を行うものとし、この操作説明と指導は本工事の工事範囲に含まれるものとする。

設備名	数量	施工内容
洪水吐ゲート油圧シリンダ先端ローラ	2個	更新(撤去・据付)
調整ゲート水密ゴム	1式	更新(撤去・据付)
油圧ユニット止弁・継手・配管	1式	更新(撤去・取付)
Vベルト	2本	更新(撤去・取付)

第3節 工事場所

世羅町中原

第4節 準拠基準

1. 本設備の設計ならびに施工に対して機器製作・据付工事は、下記の諸規定に準拠するものとする。
 - (1) 施設機械工事等共通仕様書(農林水産省農林振興局)
 - (2) 日本工業規格(JIS)
 - (3) 施設機械工事等施工管理基準(農林水産省農林振興局)
 - (4) 労働安全衛生規則
 - (5) 消防法、同施工令、同施行規則、本町火災予防条例
 - (6) その他、関係規則、規定など
2. 受注者は、契約書、仕様書、設計書ならびに図面に従い誠実に工事施工にあたることは勿論のこと、監督員の指示に従わなければならない。
3. 重要な指示事項は、すべて文書によって処理し、監督員・受注者双方とも確認しておくものとする。
4. 本仕様書に明記されていない事項についても機能上当然必要と認められるものは、すべて受注者が充足するものとする。

第5節 官公署への手続き

本工事で監督官庁その他への手続きを必要とするものは、受注者が申請書、届出書などを作成し、手続きの一切を代行すること。

尚、これらに要する費用は、すべて受注者の負担とする。

第6節 提出図書および報告書

受注者は、施工に先立って下記の図書を提出し、監督員の承諾を得るものとする。
尚、承諾後の変更事項についても、その都度監督員の承諾を得なければならない。

- (1) 工事打合せ簿
- (2) 機器・材料承諾書
- (3) 設計計算書
- (4) 機器据付図
- (5) 機器外形寸法図・構造図
- (6) 工程表
- (7) 写真帳(製作工程工事順)
- (8) 完成図書(工事完成時、取扱説明書含む)
- (9) その他、発注者が必要と認めたもの

第7節 検 査

各種の検査を行うに必要な経費はすべて受注者の負担とする。

第8節 引渡し

工事物件の引渡しは、完成検査に合格した時をもって完了とする。

第9節 保 証

工事契約書による。

第10節 安全対策

本工事の施工にあたっては、労働安全衛生規則を守り、就業者に対して常にこれを徹底するよう留意するとともに、安全作業に対する十分な対策をなし、安全責任者を定めてこれを管理すること。

第11節 仮設物

受注者用詰所、倉庫等の仮設工作物を設置する場合は、設置場所について事前に監督員の承諾を得なければならない。

第12節 工事用水および電力

工事用水および電力は、その手続き、設置など全て受注者の負担とする。

第13節 疑義事項

本工事で質疑がある事項については、監督員・受注者の協議の上決定する。

第14節 その他

受注者は既設構造物その他に損傷を与えないよう又は阻害しないよう適切な保護を行うこと。これらの損傷又は損失を与えたとき、並びに施工上便宜上取壊し、もしくは移設等を行うときは監督員の指示に従い、事後受注者の負担において復旧すること。

第2条 機器仕様

1. 洪水吐ゲート油圧シリンダ先端ローラ

数 量	2個
材 質	SUS304

2. 調整ゲート水密ゴム

数 量	1式
材 質	ゴム:合成ゴム(CR) ボルト類:SUS304
規 格	L形 T12

3. 油圧ユニット

数 量	1式
規 格	ストップバルブ:HT-4211-10-23 Vベルト:B-49号